

# 総合評価方式に関する Q&A

## 【入札参加者用】

### 目 次

1 工事、測量等委託業務共通 Q&A ..... 1

別紙 1 様式第 9 号（工事）の未提出等に関する有効・無効の取り扱い

別紙 2 本店・準本店・支店等と評価項目について

福島県入札監理課

※ Q&A の修正箇所→赤色下線部

総合評価方式に関するQ&A（令和6年10月29日更新）

入札参加者用

1. 工事、測量等委託業務共通Q&A

項目	工事委託(共通)	工事様式	委託様式	番号	項目	質問者	Q	A	更新日(一部更新)
全体	共通	共通	共通	1	技術提案書	建設	入札参加者から「他の技術提案書を見せてほしい」との請求があった場合の対応方法は。	技術提案書は企業の知的財産に当たるため、開示はできない。	平成21年7月22日
全体	共通	共通	共通	2	技術提案書	企業等	役員会議を経て正式に代表者が変わったが、商業登記の手続き中のため、まだ入札参加資格審査事項変更届を提出していない。この状況で入札書及び技術提案の郵便局差出期限を迎えた場合、入札書及び技術提案様式第1号に記載する代表者名は、現在有資格業者名簿に記載されている前代表者名とすべきか？入札参加資格審査事項変更はしていないが現代代表者名を記載すべきか？	正式に代表者が変わったのであれば、入札参加資格審査事項変更届の提出にかかわらず、現代代表者名を記載する。また、商業登記簿抄本(謄本)の写しは出来次第に提出することとして良いので、速やかに入札参加資格審査事項変更届を提出すること。	平成22年9月3日
全体	共通	共通	共通	3	技術提案書の不備	出納	工事において技術提案書の様式の一部がない場合には、入札書は「無効」となるのか？	(1) 様式第11号(2枚) ・1/2頁又は2/2頁のどちらかの提出があれば、提出された様式のみを評価するものとし、「有効」とします。なお、県外企業の場合2/2は提出不要です。 (2) 様式第9号(2枚) ・記載留意事項 § 6 様式第9号関係 指定枚数等 1 に記載されているとおり、(その1)及び(その2)において、どれか一つでも様式が未提出である場合、入札書は「無効」とします。【別紙1参照】 ※ 工事の場合は、様式9号について、(その1)から(その2)までを一体的に評価することから、未提出の様式がある場合にあっては、無効とします。(★業務委託と取扱いが異なるので注意★) (3) 様式第10号(1枚又は2枚) ・提出あった技術提案のみを評価するものとし、「有効」とします。	平成22年5月1日 (平成30年3月20日) (平成31年3月20日) (令和6年9月5日)
全体	共通	9号10号	9号	4	技術提案書の不備	-	工事の様式第9号において、MS明朝以外の書体(一部若しくは全体)で記載されている場合の取り扱いは？	有効とします。 但し、許容最小文字よりも小さい場合は、以下のとおりとします。 (1) 工事(様式第9号(その1、2)) ・様式第9号(その1)及び(その2)のどちらも0点とします。 (2) 工事(様式第10号) ・当該技術提案を0点とします。なお、技術提案を求めた2項目のうち、該当するものが1項目だけである場合、残り1項目については評価します。 (3) 委託(様式第9号(その1、2、3)) ・該当する様式のみ0点とします。	平成30年3月20日
全体	共通	共通	共通	5	技術提案書の不備	出納	測量等委託業務において技術提案書の様式の一部がない場合には、入札書は「無効」となるのか？	様式第9号【標準型】(その1及びその2) ・記載留意事項 § 6 様式第9号関係 共通 3 に記載されているとおり、(その1)又は(その2)において、どちらかの提出があり、記載留意事項のとおり作成されている場合には、提出された様式のみを評価するものとし、評価値の算出を行います。よって、入札書は「有効」とします。 ※ 委託の場合は、様式第9号について、(その1)及び(その2)を様式毎に評価することから、未提出の様式がある場合にあっては、提出されたもののみ評価することとします。(★工事と取扱いが異なるので注意★)	平成22年5月1日
全体	共通	共通	共通	6	技術提案書の不備	出納	建築設計用の様式第8号-2を提出すべきところ、土木設計・測量・調査用の様式第8号-1を提出してきたりした場合、「無効」となるのか？ または、様式全体が0点となるのか？	測量等委託業務総合評価方式 様式関係 記載留意事項 § 4 § 5のとおり。当該様式全体を評価しない(0点とする)。	平成23年11月9日 (令和6年9月5日)

総合評価方式に関するQ&A（令和6年10月29日更新）

入札参加者用

1. 工事、測量等委託業務共通Q&A

項目	工事委託(共通)	工事様式	委託様式	番号	項目	質問者	Q	A	更新日(一部更新)
全体	共通	共通	共通	7	技術提案書の不備	建設	古い様式で提出してきた場合、「無効」となるのか？	(1)工事(様式第6・7・8・11号)及び委託(様式第6・7・8号) ⇒入札公告にある適用年度のもの以外は評価しません。 (2)工事(様式第9号(その1、その2)) ⇒様式第9号(その1)及び(その2)のどちらも0点とします。(様式第9号は、その1とその2を一体的に評価する様式であるため、どちらかの様式が古い場合は、どちらも0点とします。) (3)工事(様式第10号) ⇒当該技術提案を0点とします。なお、技術提案を求めた2項目のうち、該当するものが1項目だけである場合、残り1項目については評価します。 (4)委託(様式第9号(その1、2、3)) ⇒該当する様式のみ0点とします。	平成29年3月21日 (平成30年3月20日) (平成31年3月20日) (令和2年3月23日) (令和6年9月5日)
全体	共通	共通	共通	8	合併企業	企業等	入札参加資格審査後に合併した場合、合併前の企業のボランティア活動実績は評価されるか。	過去の実績が問われる項目では、合併前企業の実績は全て評価される。	平成21年7月22日
全体	共通	共通	共通	9	記載漏れ	農林	技術提案書に記載が無いにもかかわらず、実績を証明する資料が技術提案書とともに送られてきた。この場合、評価しても良いか。	評価は提出様式の記載事項で行うこと。記載がない項目について添付資料で確認できても評価は行わない。	平成21年7月22日
全体	共通	共通	共通	10	記載漏れ	土木	同種・類似工事について、施工数量を設定しているが、提案内容には工種のみで施工数量の記載がなかった。この場合、加点対象になるか。	【再掲】 記載された内容で判断するので、それぞれの記入欄(マス)に全く記載がない場合は0点。 記載がある場合であって、記載された内容だけでは明確には判断できないものの、加点対象であろうと推察される場合は加点する。(その者が1位になった場合は確認資料で確認する。)	平成30年3月20日
全体	共通	共通	共通	11	技術提案書の不備	農林	技術提案書に記載された工事番号(或いは工事名等)に誤りがあった場合、当該様式について評価は行うのか。	一緒に提出されている技術提案書(他の様式)から、対象工事が特定できる場合、そのまま評価する。 但し、工事の様式第9号(その1、その2)については、工事番号・工事名・提案内容ともに対象工事として特定できない場合は、提出がなかった場合と同様に「無効」とする。【別紙1参照】	平成21年7月22日 (平成30年3月20日) (令和6年9月5日)
様式第1号	共通	1号	1号	12	JVの住所、氏名等の記載		特定建設工事共同企業体(JV)で入札参加する場合、技術提案書(様式第1号)の「住所、商号又は名称、代表者氏名等」はどのように記載するのでしょうか。	「住所」の上に「〇〇・△△特定建設工事共同企業体 代表構成員」と記載し、「住所」以下の項目については代表構成員のものを記載願います。	平成30年3月20日
様式第1号	共通	1号	1号	13	提出漏れ	建設	各技術提案書の内、様式1号のみが添付されていなかった。この場合は無効か。	入札心得第17条第1項第9号(電子入札の場合、入札心得第27条第1項第6号)に基づき、無効とする。	平成23年11月9日
企業の技術力	共通	6号	6号	14	同種・類似工事(業務)の実績		「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」で規定された公園・公社等の特殊法人(様式記載留意事項)とはどのような団体が含まれるのか。	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(実績当時のもの)で規定される公共工事の発注者、土地開発公社、地方道路公社、地方住宅供給公社、下水道公社、土地区画整理組合、市街地再開発組合、土地改良区、公立大学法人福島県立医科大学又は公立大学法人会津大学をいう。 なお、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律及び同施行令は何度か改正が行われているため注意いただきたい。	平成22年5月1日 (令和6年9月5日)
企業の技術力	共通	6号	6号	15	同種・類似工事(業務)の実績		評価項目「施工能力」等の加点対象工事は『公共工事の実績』となっていますが、東日本高速道路(株)(NEXCO東日本)が発注した工事実績は対象となりますか。	対象となる。	平成30年3月20日 (令和6年9月5日)
企業の技術力	共通	6号	6号	16	同種・類似工事(業務)の実績	出納	入札参加者が支店、営業所である場合、本店の実績を実績として認めて良いか。	企業としての実績を求めているので、本店その他支店・営業所の実績でも良い。	平成21年7月22日

総合評価方式に関するQ&A（令和6年10月29日更新）

入札参加者用

1. 工事、測量等委託業務共通Q&A

項目	工事委託(共通)	工事様式	委託様式	番号	項目	質問者	Q	A	更新日(一部更新)
企業の技術力	共通	6号	6号	17	同種・類似工事(業務)の実績	企業等	現在契約中の工事(業務)が契約工期より早く完了しそうなので、公告中の案件に実績として提案したいと考えている。この様に契約工期前かつ開札日前に完成した工事(業務)の実績は評価の対象になるか。評価の対象となる場合、どの様な書類で履行実績を証明すればよいか。	開札日までに竣工検査に合格していれば評価の対象になる。確認資料としては、コリンズ(テクリス)竣工登録受領書か「工事引き渡し書」又は「請求書」等竣工検査に合格したことを証明する書類を提出すること。	平成21年9月24日
企業の技術力	工事	6号 11号	—	18	工事成績	建設	工事成績点の評価は工事の完了日をもって評価するのか。竣工検査実施日で評価するのか。	簡易型・標準型の工事成績、特別簡易型の配置技術者の工事成績は、従来通り同種・類似工事の実績同様に施工実績で評価するため、契約工期で判断する。しかし、契約工期より早く工事が完成し、開札日より前に竣工検査が完了する場合は竣工検査実施日で評価する。特別簡易型の企業の工事成績は、竣工検査年月日で評価する。	平成23年11月9日
企業の技術力	工事	11号	—	19	工事成績		特別簡易型の企業の工事成績について、当該案件と同一発注種別の工事で、直近(最新)の工事成績評定(竣工検査日が同じもの)が複数あった場合、どれが評価対象になるのか。	当該案件と同一発注種別の工事で、対象期間内で直近(最新)の工事成績評定であれば、いずれを入札参加者が記載してきても、その記載された工事成績を評価対象とする。	平成23年11月9日 (平成26年7月11日)
企業の技術力	工事	6号 7号	—	20	同種・類似工事の実績	建設	「総合評価方式評価基準の設定に関する注意事項・別紙1」を参考に、同種・類似工事の条件を「道路舗装補修工」とした場合、道路改良工事における舗装新設の実績は評価の対象になるのか。	「総合評価方式評価基準の設定に関する注意事項・別紙1」を参考に、同種・類似工事の条件を「道路舗装補修工」とした場合、道路改良工事における舗装新設の実績は評価の対象になりません。	平成22年5月1日 (平成27年3月23日) 令和6年10月29日
企業の技術力	工事	6号 7号	—	21	同種・類似工事の実績	企業	道路舗装工事において、同種・類似工事が「道路舗装工事(舗装補修工事も含む)」や「道路舗装補修工事」と設定されている場合、港湾や漁港での野積場舗装工事の実績は評価対象となりますか。	「港湾・漁港の野積場舗装」や、「公共施設の構内舗装(車道同等の舗装構成の場合に限る。)」も評価対象となります。ただし、公共工事として発注された工事に限ります。	平成30年3月20日
企業の技術力	工事	6号 7号	—	22	同種・類似工事の実績	建設	トンネル工事を分割受注した実績があり、各工事は指定金額を上回らないが、合計額が指定金額を上回っている場合、評価の対象となるのか。	トンネル工事は通常貫通までが1つの工事であるが、予算措置などの理由により工事が分割され契約される場合があり、そのような事例に該当する場合は、合計額で評価する。配置予定技術者の同種・類似工事の実績も同じ。	平成22年6月25日
企業の技術力	工事	6号 7号	—	23	同種・類似工事の実績	出納	トンネル工事を分割受注した実績があり、各工事は指定金額を上回らないが、合計額が指定金額を上回っているため、様式に分割受注した全ての工事を記載する必要があるが、欄内に書ききれない。別紙を提出させてよいか。	別紙を提出させることは認められない。記載文字の大きさの指示を守り欄内に記載し、結果、欄内の行数が増え様式自体が2頁になっても構わない。配置予定技術者の同種・類似工事の実績も同じ。	平成22年7月2日
企業の技術力	工事	6号 7号	—	24	同種・類似工事の実績	建設	同種・類似工事として橋梁補修を設定し、入札参加者から耐震補強の記載で申請があった場合、評価の対象となるのか。	対象外。補修は補修。補強は補強。	平成30年3月20日
企業の技術力	工事	6号 7号	—	25	同種・類似工事の実績	企業建設	総合評価点評価基準に示されている指定金額とは工事の契約金額ですか、それとも、「同種・類似工事」に指定された工種等が工事の契約金額に占める割合で算出した金額ですか。	指定金額とは工事の契約金額になります。なお、「同種・類似工事」に工種や施工数量等が指定されている場合には、それら指定条件を満たし、かつ、契約金額が指定金額以上の工事である場合に加点対象となります。	平成30年3月20日
企業の技術力	工事	6号 7号	—	26	同種・類似工事の実績	企業	建築工事において、同種・類似工事が「建築工事(新築・増築・改築工事に限る)」と設定されている場合、学校の改造(改修)工事の実績は評価対象となりますか。	改造(改修)工事は「新築・増築・改築工事」には該当しませんので評価対象となりません。	平成30年3月20日
企業の技術力	工事	6号 7号	—	27	技術者確保数、配置予定技術者	企業	県及び国の他の入札へ申請中の技術者の記載は認められるのか。	別工事に申請中の技術者を記載することは可能であるが、技術提案書を提出する時点で、落札候補者になっている場合には、その技術者を掛け持ちで記載することは認められない。	平成21年7月22日
企業の技術力	工事	6号	—	28	技術者確保数	出納	技術提案書では技術者確保数が12名となっているが、審査時の提出書類に不足があり(添付し忘れたと推測される)、3名分の氏名・資格しか確認できなかった。このような場合、再度、書類の提出を求めてもよいか。それとも1度提出された証明書類で確認できる人数だけを評価するのか。	提出書類の差し替えはできないので、氏名・資格が確認できる3名で評価する。	平成21年7月22日
企業の技術力	工事	6号	—	29	技術者確保数	企業	議会の議決を要する工事の入札において、開札日から議決日までの間に、現在施工中の工事が竣工する場合、その工事に配置している技術者を申請すれば評価されるのか。	評価する。なお、落札候補者となった場合、前工事が完了し、当該工事に確実に配置が出来るか確認する。	平成30年3月20日

総合評価方式に関するQ&A（令和6年10月29日更新）

入札参加者用

1. 工事、測量等委託業務共通Q&A

項目	工事委託(共通)	工事様式	委託様式	番号	項目	質問者	Q	A	更新日(一部更新)
企業の技術力	工事	6号8号	—	30	ISO認証	企業	登録サイトに含まれるグループ会社は評価対象となるか。	登録証の登録範囲に含まれる組織であれば、本社と同様にISO認証されたものなので対象となる。(ISO評価センターのMSAに確認済)	平成21年7月22日
企業の技術力	工事	6号8号	—	31	ISO認証	建設	建設業許可業種が複数ある場合(例:土木工事業と建築工事業)、対応する全ての施工部門(例:土木部門と建築部門)でISO認証されていないと評価されないのか。	いずれかの施工部門で認証を受けていれば評価する。 なお、複数ある施工部門のうち、一部しか認証を受けていない場合、経営事項審査結果では確認できないため、ISO認証書や決定通知書の写しで確認する。  cf.福島の経営事項審査では、複数の施工部門を有する場合、全ての部門でISO認証を受けている場合に加点される。	令和2年3月23日
企業の技術力	工事	6号7号	—	32	優良工事表彰	建設	優良工事表彰実績は、施工年度、受賞年度、受賞月日のいずれで判断するのか。	受賞実績を評価するので、受賞年度で判断する。平成22年度に開札する工事では平成12年度に表彰を受けた工事まで評価の対象とする。(平成22年度の受賞実績も評価して良い)	平成22年5月1日
企業の技術力	工事	6号7号	—	33	優良工事表彰	企業	農林水産部の林道部門で優良工事表彰を受けたが、工事内容が舗装工事なので、優良工事の「舗装部門」で評価されるのか。	工事毎に種類、内容、規模などが異なるので、各発注者が個別工事毎に対象となる範囲を公告している。なお、対象が不明の場合は、事前に各発注者に確認してほしい。	平成21年7月22日
企業の技術力	工事	6号7号	—	34	優良工事表彰	建設	優良工事表彰の指定部門における受賞実績でも、同種・類似工事の指定工事での受賞でない場合は、加点対象にならないのか。優良工事表彰実績のないような工事を同種・類似工事に指定した場合、評価項目としての意味がなくなる。	優良工事表彰の指定部門における受賞実績でも、同種・類似工事の指定工事での受賞でない場合は、加点対象にならない。ただし、同種・類似工事の指定工事での優良工事表彰実績がない場合などで、同種・類似工事の指定工事での受賞実績に限定する評価方法が適切でないとは判断される場合は、同種・類似工事の指定工事での受賞実績に限定しないことも可能である。 なお、その場合は、その旨を総合評価点評価基準に記載し、入札参加者に対し周知すること。	平成23年7月1日
配置予定技術者の技術力	共通	6号11号	7号	35	配置予定技術者	建設	契約締結後、技術者が個人の都合で会社を退社することとなった。しかし、変更予定の技術者が、当初の配置技術者で獲得した得点以上の点を獲得できない。変更を認めて良いか。またその場合、ペナルティはあるのか。	個人のやむを得ない理由による変更であり、入札説明書の13(5)ウには該当しない。よって、ペナルティはない。なお、退職予定日(概ね1ヶ月以内)の書類確認をもって変更を認め、後日、退職書類を確認すること。	平成23年11月7日 (平成26年7月11日) (令和6年9月5日)
配置予定技術者の技術力	委託	—	7号	36	配置予定技術者	道路総室	設計業務において、1位の落札候補者について、事後確認で管理技術者の実績の要件を満たしていないことがわかった。順位が変わらなければ要件を満たす者に管理技術者を変更することを認めて良いか。その場合の評価値の修正(変更)の取扱いはどのようにすれば良いか。	入札説明書の13(5)ウのとおり、当該業務に申請された技術者(様式第7号)が獲得した点数以上の点を獲得できる技術者の場合には、変更を認める。(つまり、技術提案書の変更は認めないが、それ以上の人(人物Aが獲得した点数以上の点を獲得できる人物B)を配置技術者にすることは認めるとのこと。) よって、加算点、評価値の修正は行わない。(入札説明書の2(6)のとおり、技術提案書の差替え又は再提出は認めない。)	平成22年2月4日 (平成26年7月11日) (令和6年9月5日)
配置予定技術者の技術力	委託	—	7号	37	配置予定技術者		配置予定技術者が技術士であって、評価基準で指定されている技術士と同じ部門で科目が異なる場合、かつ、評価基準で指定されている技術士補と同じ部門の場合、技術士補(下位点)の評価対象となるのでしょうか？	評価対象となります。 配置予定技術者が、評価基準で指定されている技術士補と同じ部門(総合技術監理部門においては科目)の技術士であれば、技術士補(下位点)の評価対象としております。	平成30年3月20日
配置予定技術者の技術力	共通	7号11号	7号	38	配置予定技術者	企業	他社から移籍した技術者の移籍前の他社での実績は評価されるのか。	評価される。	平成21年7月22日
配置予定技術者の技術力	工事	6号7号11号	—	39	工事成績	建設	当事務所発注の工事の一部竣工検査を実施した工事がある。(残工事部分は未施工でこれから施工予定) 一部竣工検査の結果(評定点)を福島県請負工事成績評定要綱に基づき工事成績評定通知書で業者に通知しているが、一部竣工検査の結果(評定点)は実績として取り扱うのか。	【再掲】 総合評価における履行実績は、履行が完了した期日等(契約工期)をもって判定します。※様式関係記載留意事項「§1共通」の6参照 一部竣工検査の場合、契約上、残工事部分(未履行)があり履行は完了していません。よって一部竣工検査の結果(評定点)は評価対象とはなりません。	平成25年9月17日
配置予定技術者の技術力	工事	7号11号	—	40	同種・類似工事の実績 工事成績 優良工事表彰	企業	低入札価格調査や施工体制事前調査において調査基準価格を下回り落札者となった場合の条件の中に「配置技術者の複数配置」があるが、このような工事の実績は2名配置したそれぞれの配置技術者の工事実績となるのか。	2名それぞれの工事実績となります。	平成25年9月17日

総合評価方式に関するQ&A（令和6年10月29日更新）

入札参加者用

1. 工事、測量等委託業務共通Q&A

項目	工事委託(共通)	工事様式	委託様式	番号	項目	質問者	Q	A	更新日(一部更新)
配置予定技術者の技術力	工事	7号 11号	—	41	配置予定技術者	企業	配置予定技術者の実績で、現場代理人としての経験は実績として認められるのか。	現場代理人での実績であっても評価対象。	平成21年7月22日 (平成26年7月11日)
配置予定技術者の技術力	工事	7号 11号	—	42	配置予定技術者	建設	(橋梁や機械設備等)製作・架設がある工事で、製作・架設両方の配置技術者を評価対象とする場合、所定の様式では記載欄が足りないが、2枚に分けて記載を求めてもよいか。	平成27年4月1日以降に入札公告のものから、配置技術者の様式(様式第7号、第11号)が複数枚提出された場合、全ての技術者の「配置予定技術者の技術力」を評価しないことと改めた。従って、製作・架設両方の配置技術者を評価対象としている場合であっても、いずれか片方の技術者の様式を提出させること。	平成21年7月22日 (平成27年3月23日)
配置予定技術者の技術力	委託	—	7号	43	配置予定技術者	企業	業務種別により配置技術者の種類が異なるが、測量設計業務として発注した場合、どちらの配置技術者で評価するのか。	業務の内容に応じた配置技術者で評価する。(主たる業務が測量ならば標準型の場合は主任技術者、社内審査員、簡易型の場合は主任技術者、主たる業務が設計であれば標準型の場合は管理技術者、照査技術者、簡易型の場合は管理技術者)	平成23年11月9日
配置予定技術者の技術力	委託	—	7号	44	資格の保有	建設 農林	測量調査の場合の技術士またはRCCMの部門の設定は何になるのか？委託業務の内容に合わせて設定すれば良いのか。	業務の内容に応じて、発注者側がどういふ部分を評価したいのかを考えて設定する。例えば、河道計画を想定して測量を実施させたい場合であれば、河川関係の科目を設定するという事も考えられる。	平成21年7月22日
配置予定技術者の技術力	委託	—	7号	45	資格の保有	企業	資格保有の評価対象が測量、調査、土木設計すべて技術士またはRCCMとなっているが、測量であれば測量士、地質調査であれば地質調査技士などそれぞれの業務に合った資格とするべきではないか。	平成22年5月1日以降に公告するものから、技術士、RCCMに加え、技術士補、測量の場合は測量士(保有期間設定あり)、地質調査の場合は地質調査技士、農業土木設計の場合は農業土木技術管理士を評価対象となる資格に追加した。	平成22年5月1日
配置予定技術者の技術力	委託	—	7号	46	同種・類似業務の実績	企業	同種・類似業務等の業務実績は、管理技術者なら管理技術者としての実績、照査技術者なら照査技術者としての実績に限定されるのか？	限定されない。担当技術者としての実績も認める。	平成21年7月22日
配置予定技術者の技術力	委託	—	7号	47	資格の保有	建設	RCCMの試験のみ合格しており、登録をしていない者についてもRCCMの資格保有者として評価して良いか？	平成23年10月31日までに公告したものは、試験合格者で未登録の者も評価する。技術士補についても、試験合格者で未登録の者も評価する。 平成23年11月1日以降に公告するものから、登録した者に限り評価する。(評価基準の改正)	平成22年5月1日 (平成23年11月7日)
配置予定技術者の技術力	委託	—	7号	48	資格の保有	農林	技術士について、評価基準で科目まで指定したが、技術提案様式には技術士の部門までしか記載がなかった。どのように取り扱えば良いのか。	単純に科目を書き忘れた可能性もあるので、技術士部門までで採点し、その企業が1位の落札候補者となった場合は、確認のための資料(技術士登録等証明書の写し)で科目を確認する。 確認した結果、技術士部門は評価対象と合っているが科目が評価対象外であることがわかった場合、技術士補の評価対象部門と合っていれば、技術士補としての加点とする。(上位点(技術士)の加点を取り消し、下位点(技術士補)を加点する。)	平成22年7月30日
配置予定技術者の技術力	委託	—	7号	49	資格の保有	農林	技術士補について、評価基準で部門を指定したが、技術提案様式には部門の記載がなかった。どのように取り扱えば良いのか。	評価基準で指定した同じ部門の『技術士補』であることが、技術提案様式に記載がなく確認できない場合は、評価しない。	平成26年7月11日
配置予定技術者の技術力	委託	—	7号	50	資格の保有	農林	技術提案様式に記載されている技術士の部門と科目が、評価基準で指定した技術士の部門科目とは異なっているが、評価基準で指定した技術士補の部門とは同じ部門であった。技術士補(下位点)の評価対象とするのか。	配置予定技術者が、評価基準で指定されている技術士補と同じ部門(総合技術監理部門においては科目)の技術士であれば、技術士補(下位点)の評価対象とする。 例えば、評価対象を技術士総合技術監理部門(科目:建設一道路)又は建設部門(科目:道路)、技術士補建設部門とした場合、技術士総合技術監理部門(科目:建設一土質及び基礎)や技術士建設部門(科目:河川、砂防及び海岸・海洋)の者は技術士(上位点)の評価対象とはならないが、技術士補(下位点)の評価対象とする。 技術士第一次試験は他の部門で受験していたとしても、当該部門の技術士第二次試験に合格していることから、科目が異なる場合は、当該部門の技術士補と同等以上として評価する。	平成23年11月1日

総合評価方式に関するQ&A（令和6年10月29日更新）

入札参加者用

1. 工事、測量等委託業務共通Q&A

項目	工事委託(共通)	工事様式	委託様式	番号	項目	質問者	Q	A	更新日(一部更新)
配置予定技術者の技術力	委託	—	7号	51	CPD制度	企業	CPD制度は評価対象となる協会、団体が決まっているのか？日本建築士会のCPD制度は評価対象となるのか？	どの協会、団体のCPD制度でも良い。	平成21年7月22日
地域貢献	共通	8号11号	8号	52	地域要件と評価対象地域の関係	建設	(地域要件によって評価対象地域が決まる項目について)入札参加資格要件が建設事務所管内の場合、評価対象範囲は土木事務所管内とあるが、例えば福島市の場合にはどのような表現になるのか。	県北建設事務所管内(保原・二本松土木事務所管内を除く)という表現になる。	平成21年7月22日
地域貢献	共通	8号11号	8号	53	地域要件と評価対象地域の関係	建設	地域要件毎の評価対象が示されていない、「障がい者雇用の実績」等は地域要件は関係しないということか？	地域要件は関係しない。実績があれば評価の対象となる。	平成21年7月22日
地域貢献	共通	8号	8号	54	障がい者雇用の実績	出納	法定義務のない企業で、7等級の障がい者で手帳のない人は、障がい者雇用に該当するののか。	障がい者雇用の評価対象は障がい者が1等級～6等級に該当する場合とする。7等級の場合は該当とならないが、7等級の対象となる障がい者が複数ある場合、6等級と見なされ、障がい者雇用の対象となる。	平成21年7月22日
地域貢献	共通	8号	8号	55	障がい者雇用の実績	企業	法定雇用について ① 障がい者等級が高いと1名でも複数カウントされるのか。 ② 雇用保険を払っていれば、勤務時間にかかわらず、雇用しているとされるのか。 ③ 評価基準において雇用期間に関する基準はあるのか。入社した日から法定雇用しているとみなされるのか。	① 1級、2級の重度障がい者であれば、1名をもって2名雇用しているとカウントされる。 ② 短時間労働者(1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者)は0.5名にカウント(平成22年7月より)されるが、重度障がい者であれば短時間労働者でも1名にカウントされる。 以上、福島労働局資料(H19.11.20)による。 ③ 福島労働局に確認したが、特に決めはないので、入社した日から雇用しているとみなして良い。 以上、福島労働局職業安定部確認による。	平成21年7月22日 (平成26年7月11日)
地域貢献	共通	8号	8号	56	障がい者雇用の実績	企業	役員が障がい者である場合、評価の対象となるか。この取扱いについては、法定義務の有無によって異なるのか。	法定雇用の認定基準として、常時雇用の従業員が評価対象となる(福島労働局)。法定雇用のない場合の評価基準も、この考え方に合わせている。よって、役員は対象外である。	平成21年7月22日
地域貢献	共通	8号	8号	57	障がい者雇用の実績	出納	障がい者雇用の実績については、知的障がい者や精神障がい者の雇用実績も評価の対象になるのか。	法定雇用義務の対象は身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者となっているため、法定雇用義務の対象とならない企業の実績についても、同様に取り扱う。	平成21年5月1日
地域貢献	共通	8号	8号	58	障がい者雇用の実績	出納	特定疾患(治療法の確立されていない難病)に該当し、特定疾患医療受給者証の交付を受けている者の雇用実績がある場合、評価の対象になるのか。	身体障がい者、知的障がい者又は精神障がい者の認定を受けている場合には評価の対象とする。	平成21年5月1日
地域貢献	工事	8号11号	—	59	入札参加者の所在地	建設	準本店の定義について、除雪・維持補修業務等の履行実績の対象は、県のみか。	国・県・市町村の業務実績が対象。	令和元年6月7日 (令和2年3月23日)
地域貢献	工事	8号11号	—	60	入札参加者の所在地	建設	同一の建設事務所管内に、同一企業の本店(入札参加者)と支店(委任なし)を有する場合で、除雪業務の契約を本店が締結し、実際の除雪業務を支店が行っている場合、この支店は準本店として取り扱われるか。	当該支店に所属している社員が、当該土木事務所管内の除雪業務を実施していることが確認できれば準本店として評価する。  なお、その確認書類として、除雪契約書での確認が困難な場合は、その支店に所属している社員が間違いなく除雪業務を実施している旨を書面(任意様式)で提出すること。確認後、その内容が虚偽であることが判明した場合、入札参加資格制限の対象になる場合がある。	令和元年6月7日
地域貢献	工事	8号11号	—	61	入札参加者の所在地	建設	同一の土木事務所管内に、同一企業の本店(入札参加者)と支店(委任なし)を有し、本店が工事箇所とは別の市町村にあり、支店が同一市町村内にあるが、同一市町村の災害対応や除雪業務は実施していない場合、上位点(同一市町村)の「準本店」に該当するか。	上位点(同一市町村)の「支店等」に該当する。	令和元年6月7日
地域貢献	共通	8号11号	8号	62	消防団への継続加入	企業	消防団員の1年以上継続雇用していることをどのような資料で証明すればよいのか。	監理技術者資格証(建設会社における技術者である場合)、健康保険被保険者証、市町村が作成する住民税特別徴収税額通知書等、企業との雇用関係が確認できる資料による。	平成21年7月22日

総合評価方式に関するQ&A（令和6年10月29日更新）

入札参加者用

1. 工事、測量等委託業務共通Q&A

項目	工事委託(共通)	工事様式	委託様式	番号	項目	質問者	Q	A	更新日(一部更新)
地域貢献	共通	8号 11号	8号	63	消防団への 継続加入	市町村	建設会社から、団員証明書の発行を依頼された。どのような資料を発行すればよいのか。証明書の発行は入札案件毎に必要なのか。	特に定めた様式はなく、一年以上の継続が確認できる様式、資料であればよい。(当該年度に発行された資料でなくてもよい。例えば、入団時に発行された資料や、前年度に確認資料として使用していた資料でもよい。)	平成22年5月1日
地域貢献	共通	8号 11号	8号	64	消防団への 継続加入	建設	「婦人消防団」への加入の実績は評価の対象となるのか。	消防団に加入した場合、市町村から非常勤特別職地方公務員として辞令を受ける。「婦人消防団」に加入する者がこれに該当しているかを確認し、非常勤特別職地方公務員である場合は評価の対象とする。	平成21年7月22日
地域貢献	共通	8号 11号	8号	65	消防団への 継続加入	建設	評価対象となる加入消防団の所在地が土木事務所管内の場合、いわき市、南会津町及び北塩原村は市町村内で土木事務所管内内が分かれるが、市町村までで評価するのではなく、分団の所在地(いわき市〇〇町、南会津町〇〇、北塩原村〇〇など)で評価するのか。 その場合、現在の様式では分団名、分団の所在地は確認できないので、聞き取りするのか。	評価対象となる加入消防団の所在地が土木事務所管内の場合の、市町村内で土木事務所管内内が分かれる、いわき市、南会津町及び北塩原村の消防団の所在地は、分団の所在地(いわき市〇〇町、南会津町〇〇、北塩原村〇〇など)で評価する。 その場合、現在の様式では分団名、分団の所在地は確認できないので、まず、市町村が評価対象と合致していれば加点しておく。第一位の落札候補者となった際に確認のための資料で分団の所在地を確認し、評価対象外であることがわかった場合点数を修正する。 なお、分団、支団等に属さない団員(団長等)については、分団、支団等の活動も包括しているため、市町村が評価対象と合致していれば評価対象とする。	平成21年12月28日
地域貢献	共通	8号 11号	8号	66	消防団への 継続加入	企業	消防団への継続加入実績については、新分野進出の評価対象となる新たな設立会社での実績も評価の対象となるのか。	雇用関係の評価項目のように、様式記載留意事項等で明示がある場合を除き、新分野進出による設立企業など入札参加者と異なる法人等の実績は評価の対象外となる。	平成22年5月1日
地域貢献	共通	8号 11号	8号	67	消防団への 継続加入	企業	一度消防団を辞めて、再び加入した場合の取扱は？(延べ1年以上は加入している。)	評価対象とします。	平成30年3月20日
地域貢献	共通	8号 11号	8号	68	消防団への 継続加入	出納	基準日(開札日)現在も継続加入していることの確認は、口頭確認で良いか。	口頭確認で良い。 但し、確認後、虚偽であることが判明した場合は、入札参加資格制限の対象になる可能性があります。	平成30年3月20日
地域貢献	共通	8号 11号	8号	69	同一市町村 の実績	建設	実績が複数市町村にまたがる工事や業務委託の場合、評価基準の「同一市町村での実績」に設定した市町村が含まれていれば評価対象となるのか。	評価基準で設定した市町村での実績があれば評価対象となります。	平成25年9月17日
地域貢献	共通	8号 11号	8号	70	同一市町村 の実績	企業	下請けとしての実績は認められるか。	元請けとしての履行実績でなければ認められない。	平成21年7月22日
地域貢献	共通	8号 11号	8号	71	同一市町村 の実績	出納	入札参加者が支店、営業所である場合、本店の実績を実績として認めて良いか？	本店や他の支店・営業所の実績でも良い。	平成21年7月22日
地域貢献	工事	8号	—	72	県内業者の 活用	建設	県外に本店を有する資材販売会社であっても、県内営業所から購入していれば評価されるのか。	評価される。	平成21年7月22日
地域貢献	工事	8号	—	73	県内業者の 活用	企業	県外に位置する他社の工場を借り、自社(県内業者)の社員がその工場に出かけて製作を行う場合、県内業者(自社)の活用実績として扱っても良いか。	下記の資料提出を条件に評価する。 ① 他社の工場を使用するための契約書 ② 作業日報、作業状況写真(自社の社員が製作していることが確認できる写真) ③ 製作に携わっている社員の雇用証明(顔写真付き)	平成21年7月22日
地域貢献	工事	8号	—	74	安全表彰	企業	「建設業労働災害防止協会」からの表彰実績は評価対象となるか。	「建設業労働災害防止協会」に国は参加していない(同協会福島支部に確認済み)ので、対象外である。	平成21年7月22日
地域貢献	工事	8号	—	75	安全表彰	建設	過去にJV(その他の構成員)として表彰実績があって、今回、単独で入札参加する場合は、評価されるのか。	工事成績や優良工事表彰と同様に評価される。	平成21年7月22日
地域貢献	工事	8号	—	76	安全表彰	建設	NEXCOからの安全表彰は評価されるのか。	記載の留意事項にあるとおり、労働基準監督署や国土交通省等国が参加している団体ではないので評価対象外である。	平成21年7月22日
地域貢献	工事	8号	—	77	安全表彰	報道	国土交通省関係による表彰事例として、どのようなものがあるのか。	地方整備局単位の制度として「SAFETY優良企業(現場代理人)表彰」、各事務所における取組みとして「〇〇事務所事故防止対策協議会」による表彰がある。	平成21年7月22日

総合評価方式に関するQ&A（令和6年10月29日更新）

1. 工事、測量等委託業務共通Q&A

入札参加者用

項目	工事委託(共通)	工事様式	委託様式	番号	項目	質問者	Q	A	更新日(一部更新)
地域貢献	共通	8号 11号	8号	78	ボランティア活動	企業	「海岸守り隊」による海岸清掃活動に参加したが、評価されるのか。	本活動は、県が事務局を務めている任意団体が広く関係者に呼びかけを行った者に対するボランティア活動と認められるため、企業として活動したもので内容が客観的に証明できるものであれば評価される。	平成21年7月22日
地域貢献	共通	8号 11号	8号	79	ボランティア活動	農林	県外に本店を有する支店・営業所の活動実績は評価の対象となるのか。	県外業者は評価の対象にはならない。	平成21年7月22日
地域貢献	共通	8号 11号	8号	80	ボランティア活動	企業	加対象となるボランティア活動とは具体的にどのようなものか。 なぜ、献血が加対象にならないのか。	様式関係記載留意事項のとおり「地域の防災活動への取組みや道路・河川愛護活動、公共施設の建築・設備の清掃点検など企業としてのボランティア活動」で、「企業として役務の提供により活動したものであり、金銭、物品等の提供や従業員が個人的に行ったものは対象外」である。つまり、地域・公共に対しての、企業としての役務の提供による貢献が対象となる。  社員が献血を行うこと自体は、「企業としての役務の提供」にあたらぬので加対象とならない。※ 一方で、企業として、献血会場の設営、運営(受付の手伝いなど)を無償で行ったり、周辺地域住民への広報活動を無償で行ったりすることは、「地域・公共に対しての、企業としての役務の提供」にあたるので、加対象となる。 ※ 仮に会社として従業員に献血を奨励していたとしても、献血行為自体は個人的なものであり、従業員への奨励行為(又は従業員への命令)もボランティアにはあたらぬ。	平成22年6月10日
地域貢献	共通	8号 11号	8号	81	ボランティア活動	建設	毎年、現場で高校生向けの職場体験学習を行っている会社があるが、評価の対象になるか。	地域貢献活動の内容とは認められず、評価対象にはならない。	平成21年7月22日
地域貢献	工事	8号	—	82	新分野進出	企業	本社と新分野進出している子会社との関係で、本社が51%以上の株式を所有している場合は評価対象か。	対象となる。ただし、当該子会社が新たな分野に新出したことが確認できる場合であり、異業種の既存の企業の株式を51%以上取得しただけでは評価対象とならない。	平成21年7月22日
地域貢献	工事	8号	—	83	新分野進出	企業	土質調査会社を設立したが、評価の対象となるか。	建設工事における下請けも想定できるため、建設業以外の分野に進出したとは見なされない。	平成21年7月22日
地域貢献	工事	8号	—	84	新分野進出	建設	平成13年4月1日以降に新分野に進出した実績があるが、廃業した場合、評価の対象となるか。	「企業として経営基盤の強化に取り組んでいる場合」に評価するものとしているため、廃業してしまったものは評価できない。	平成22年5月1日
地域貢献	工事	8号	—	85	新分野進出	農林	コイン精米所や自動販売機の設置・販売については評価の対象としてもよいのか。	会社の定款に位置づけられた業務であれば評価の対象として良い。ただし、自社の社員に対する販売を目的とした業務は対象外とする。	平成21年9月24日
地域貢献	工事	8号 11号	—	86	災害時の出動実績	建設	出動時期に9月との記載がなく、3年以内かどうか書面では判断できないが、評価すべきか。	毎年9月に実施しているとも判断されるため、評価において、落札候補者の証明資料時に改めて確認し、実績が確認できない場合に減点する。	平成21年7月22日
地域貢献	工事	8号 11号	—	87	災害時の出動実績	建設	現場に出て、待機だけしていた場合、評価対象となるか。	自宅待機ではなく、現場に出ているのであれば評価対象となる。(ただし、待機時の状況と待機の必要性を客観的に評価できる証明が必要)	平成21年7月22日
地域貢献	工事	8号 11号	—	88	災害時の出動実績	多数	火事の消火活動に参加した場合は評価対象となるか。	自然災害以外の原因による火事の消火活動は評価の対象としていない。	平成21年7月22日
地域貢献	工事	8号 11号	—	89	災害時の出動実績	建設	H22/12/25の豪雪は「災害時」の該当になるのか。	「災害時」とは自然災害を指しているもので、H22/12/25の豪雪に限らず、豪雪は災害時の該当になる。	平成25年5月24日
地域貢献	工事	8号 11号	—	90	災害時の出動実績	建設	国、市町村管理施設への出動でも評価対象となるのか。	評価対象となる。	平成25年5月24日
地域貢献	工事	8号 11号	—	91	災害時の応援協定	建設 農林	県と防災協定を締結している企業であれば、協定の対象地域がどこであっても評価の対象となるのか。	評価の対象地域(地域要件毎に設定)が含まれる協定に参加している企業を評価の対象となる。	平成21年7月22日
地域貢献	工事	8号 11号	—	92	災害時の応援協定	建設	土木・農林関係の応援協定は、通常、各協会と県が締結しているが、その協会の支店・営業所が入札参加者の場合は加対象になるか。	入札参加者である当該支店・営業所が、準本店に該当する場合に評価対象となる。	令和元年12月18日 (令和2年3月23日)

総合評価方式に関するQ&A（令和6年10月29日更新）

入札参加者用

1. 工事、測量等委託業務共通Q&A

項目	工事委託(共通)	工事様式	委託様式	番号	項目	質問者	Q	A	更新日(一部更新)
地域貢献	共通	8号11号	8号	93	災害時の応援協定	農林	県が締結している災害時の応援協定は様々あるが、どの協定が評価の対象となるのか。	福島県との協定は全て対象となります。詳しくは、福島県災害対策課HPの「福島県が締結している災害時における応援協定一覧」をご覧ください。	平成22年5月1日 (平成29年3月21日) (平成30年3月20日)
地域貢献	委託	—	8号	94	災害対応実績	農林	災害復旧工事に関わる業務実績がある場合に評価するとのあるが、市町村の業務も含むのか。	災害査定を受けるもの、国庫負担法※に基づくものを対象とする。 ※「暫定法」に基づくものも含む。	平成21年7月22日
地域貢献	委託	—	8号	95	災害対応実績	建設	災害査定を申請する箇所に関わる委託業務の履行実績を評価対象としているが、災害関連事業のような大規模な災害の場合、災害査定後に詳細な調査設計を実施するが、それらは災害対応実績の対象として評価しても良いか。	災害発生という異常事態の中、現場条件、作業条件、作業期間に制約がある中で業務を履行し、地域社会に貢献したことを評価するものなので、災害(改良)復旧事業が採択されるまでの委託業務の履行実績を評価対象とし、災害(改良)復旧事業の採択後に実施された業務は、他の事業同様、通常の事業の中で実施した業務と同じなので評価対象としない。	平成21年12月22日
地域貢献	工事	8号11号	—	96	新卒・離職者の雇用実績	多数	「新卒・離職者の雇用実績」、「雇用の維持・確保」の評価対象者には取締役等の役員も該当するのでしょうか？	役員は評価の対象にはなりません。しかし、役員以外の職務を兼務する者(取締役〇〇部長)については評価の対象とします。 また、「雇用の維持・確保」においては、同一社内での役員と役員以外の職との間における昇格・降格等は人数の増減としては扱いません。	平成30年3月20日
地域貢献	工事	8号11号	—	97	新卒・離職者の雇用実績	企業	雇用は入札参加者(本店・支店・営業所)単位ではなく、企業として行い、各支店・営業所へ配属する機会が多いが、「新卒・離職者の雇用実績」は企業で評価されるのか？	入札参加者で評価します。 (企業として雇用し、地域要件ごとの評価対象地域にある本店・支店・営業所に配属された場合に評価対象となります。 例えば、県中地域に本店、県北地域に支店がある企業が、地域要件が県内(評価対象地域が県北建設事務所管内)の入札案件に参加する場合、要件を満たす新卒又は離職者を企業として雇用していても、県北地域の支店に配属されていなければ評価対象になりません。)	平成30年3月20日
地域貢献	工事	8号11号	—	98	新卒・離職者の雇用実績	企業	解雇通知書などの前の職場の離職を確認できる資料がない場合は、何で確認するのか？	当該離職者の履歴書の写しで確認します。なお、前職場を離職した部分以外の個人情報に係る部分は黒塗りしてください。	平成31年3月20日
地域貢献	工事	8号11号	—	99	新卒・離職者の雇用実績	農林	離職した者が職業訓練センター(ポリテクセンター)を経て、再就職した場合、新卒者で評価されるのか？	離職者で評価します。 新卒者は、高等学校、大学、専門学校を卒業した者としており、職業訓練校は専門学校に含みません。	平成31年3月20日
地域貢献	工事	8号11号	—	100	新卒・離職者の雇用実績	建設	外国人の新卒者や離職者は評価されるのか？	1. 新卒者 ・高等学校、大学、専門学校を卒業した者であれば、国籍を問わず評価します。なお、日本国外における上記と同等の教育機関を卒業した者も対象とします。 2. 離職者 ・日本国内にある企業を離職した者であれば、国籍を問わず評価します。(日本国外にある企業を離職した者は、評価しない。)	平成31年3月20日
地域貢献	工事	8号11号	—	101	雇用の維持・確保	企業	雇用は入札参加者(本店・支店・営業所)単位ではなく、企業として行い、各支店・営業所へ配属する機会が多いが、「雇用の維持・確保」は企業で評価されるのか？	入札参加者で評価します。 (地域要件ごとの評価対象地域にある本店・支店・営業所単位で、1年前より増加又は同数を維持している場合に評価対象となります。)	平成30年3月20日
地域貢献	工事	8号11号	—	102	雇用の維持・確保	多数	「新卒・離職者の雇用実績」の評価において、過去1年以内の雇用実績に該当する者は評価基準日(開札日)まで動続している必要があるのでしょうか？	総合評価方式様式関係記載留意事項で規定する新卒者及び離職者の評価基準を満たす者の雇用実績があれば、評価基準日(開札日)に離職していても評価の対象とします。	平成30年3月20日
地域貢献	工事	8号11号	—	103	雇用の維持・確保	多数	県や市町村で実施している雇用対策事業(例:緊急雇用創出基金事業)を受注して新規雇用を行った場合、「新卒・離職者の雇用実績」の評価に該当するのでしょうか？	総合評価方式様式関係記載留意事項で規定する新卒者及び離職者の評価基準を満たす者の雇用実績であれば、県、市町村等の事業主体を問わず評価の対象となります。	平成30年3月20日
地域貢献	工事	8号11号	—	104	雇用の維持・確保	多数	離職者であることの確認資料として、総合評価方式様式関係記載留意事項には解雇通知書等を提出するように記載されていますが、失業保険等の受給のために公共職業安定所に提出する「雇用保険受給資格者証」の写しを提出してもよいのでしょうか？	雇用保険受給資格者証の写しでもよいです。	平成30年3月20日

総合評価方式に関するQ&A（令和6年10月29日更新）

入札参加者用

1. 工事、測量等委託業務共通Q&A

項目	工事委託(共通)	工事様式	委託様式	番号	項目	質問者	Q	A	更新日(一部更新)
地域貢献	工事	8号 11号	—	105	雇用の維持・確保	多数	新規雇用者の確認資料として、総合評価方式様式関係記載留意事項には雇用保険被保険者資格等取得確認書解雇通知書等を提出するようになっていますが、社会保険証の写しを提出してもよいでしょうか？	社会保険証の写しでもよいです。	平成30年3月20日
地域貢献	工事	8号 11号	—	106	雇用の維持・確保	多数	「新卒・離職者の雇用実績」における離職者の評価基準について、総合評価方式様式関係記載留意事項では「雇用調整等により以前所属していた企業を離職した者」と規定してありますが、離職には雇用調整以外にも様々な理由が考えられるため、評価基準に相当する離職の理由について、もう少し具体的に示していただけませんか？	評価の対象となる離職理由としては、以前所属していた企業からの雇用調整(リストラ)による離職の外、所属企業の倒産によるものを想定しておりますが、定年退職の場合を除き、自己都合による離職等も評価対象とします。	平成30年3月20日
地域貢献	工事	8号 11号	—	107	雇用の維持・確保	多数	委任先に登録してから1年未満の支店・営業所については、「雇用の維持・確保」の評価には該当しませんが、「新卒・離職者の雇用実績」でも評価の対象にはならないのでしょうか？	「新卒・離職者の雇用実績」については、委任先に登録してから1年未満の支店・営業所でも評価の対象となります。	平成30年3月20日
地域貢献	工事	8号 11号	—	108	雇用の維持・確保	多数	本店に勤務している新卒者を新たに開設する支店に配置換える予定があります。「新卒・離職者の雇用実績」においては、雇用時点における勤務先しか評価の対象にならないのでしょうか？	「新卒・離職者の雇用実績」については、新卒者又は離職者の雇用時点における支店・営業所の開設状況又は開設のための手続き状況(建設業法許可や入札参加資格の登録等)に関する規定はありません。従って、本店や他の支店・営業所から異動した場合であっても、評価基準を満たす新卒者又は離職者が勤務していれば評価の対象となります。	平成30年3月20日
地域貢献	工事	8号 11号	—	109	雇用の維持・確保	多数	東日本大震災による被災者等について、「避難者」には、東京電力株式会社福島第一原子力発電所で発生した事故に関し、警戒区域、計画的避難区域又は緊急時避難準備区域ではないが、市町村の判断で避難の対象となった地域に居住する方で避難所等に避難した方も該当しますか？	東京電力株式会社福島第一原子力発電所で発生した事故に関し、市町村の判断で避難の対象となった地域に居住する方で避難所等に避難した方も、東日本大震災による被災者等の「避難者」に該当します。	平成30年3月20日
地域貢献	工事	8号 11号	—	110	雇用の維持・確保	多数	東日本大震災による被災者等を1名以上、平成23年3月11日以降に正規雇用している場合の加点について、震災の影響により社員を解雇した企業が、その後、その解雇した社員を再び雇用した場合も加点対象になりますか？	自社で解雇した社員を再び雇用した場合は加点対象になりません。(これまでの新卒・離職者の雇用実績の評価方法のとおり。)	平成30年3月20日
地域貢献	工事	8号 11号	—	111	雇用の維持・確保	多数	東日本大震災による被災者等を1名以上、平成23年3月11日以降に正規雇用している場合の加点について、平成23年3月11日以降に正規雇用した東日本大震災による被災者等が、評価基準日(開札日)前に離職した場合は、加点対象にならないのでしょうか？	総合評価方式様式関係記載留意事項で規定する新卒・離職者の雇用実績(東日本大震災による被災者等の雇用実績)の評価基準を満たす雇用実績があれば、評価基準日(開札日)に離職していても評価の対象とします。	平成30年3月20日
地域貢献	工事	8号 11号	—	112	新卒・離職者の雇用実績(震災対応)	協会	東日本大震災による被災者等を1名以上、平成23年3月11日以降に正規雇用している場合の加点について、震災の影響により社員を解雇した企業が、その後、事業展開の見通しがたつたとして、その解雇した社員を再び雇用した場合も加点対象になるのか。	自社で解雇した社員を再び雇用した場合は加点対象にならない。(これまでの新卒・離職者の雇用実績の評価方法のとおり。)	平成30年3月20日
地域貢献	工事	8号 11号	—	113	新卒・離職者の雇用実績(震災対応)	農林	東日本大震災による被災者等を1名以上、平成23年3月11日以降に正規雇用している場合の加点について、被災証明書を有する方はすべて評価の対象となる「被災者等」に該当すると考えて良いのか。	被災証明書を有する方がすべて評価の対象となる「被災者等」に該当するわけではない。(高速道路の無料対象とは異なる。) 評価の対象となる「被災者等」は、総合評価方式様式関係記載留意事項で定義している a)被災者(住宅の全半壊、b)避難者(福島第一原発事故に関し、市町村の判断で避難の対象となった地域に居住する方で避難所等に避難した方も該当。【「新卒・離職者の雇用実績」、「雇用の維持・確保」に関するQ&A Q9】)、c)失業者 であり、被災証明書はそのことを確認するための書類の一例である。確認書類として提出された被災証明書(写)では内容がわからず、評価の対象となる「被災者等」であることが確認できない場合は、評価の対象となる「被災者等」であることが確認できる他の書類を求めて確認する。	平成23年7月1日

総合評価方式に関するQ&A（令和6年10月29日更新）

入札参加者用

1. 工事、測量等委託業務共通Q&A

項目	工事委託(共通)	工事様式	委託様式	番号	項目	質問者	Q	A	更新日(一部更新)
地域貢献	工事	8号 11号	—	114	除雪・維持補修業務の実績	出納	評価基準に記載のある「県が発注する除雪業務委託」とは道路除雪に限定されるのか。	道路の除雪とは限定していない。 様式関係記載留意事項に記載のあるとおり、「不特定多数の人が利用する公共施設に対して県が発注する除雪業務委託の履行実績」であれば評価対象となる。	平成27年3月23日
地域貢献	工事	8号 11号	—	115	除雪・維持補修業務の実績		「平成26年2月豪雪に係る感謝状」は選択項目「除雪・維持補修業務の実績」の加点対象となりますか。	「平成26年2月豪雪に係る感謝状」は加点対象となりません。 加点対象となるのは平成26年度以降に県土木部が行っている「福島県道路除雪表彰事業による感謝状(企業表彰)」が加点対象となります。	平成30年3月20日
施工計画の適切性評価	工事	9号	—	116	枚数超過	建設	様式第9号その1～その2の一部が指定枚数を超過していた場合、指定枚数以内で提出されている分は評価して良いか。	様式第9号はその1～その2の評価項目の点数を合計して100点満点で評価するため、一部でも指定枚数に超過があった場合、様式第9号については評価しない(施工計画の適切性は0点とする。)	平成21年9月24日 (平成30年3月20日)
技術提案	工事	10号	—	117	枚数超過	建設	技術提案を求めた2項目の内の1項目について、様式第10号が指定枚数を超過していた。この場合、指定枚数以内で提出された1項目分については評価しても良いか。	様式第10号は技術提案を求めた項目ごとに評価するため、指定枚数以内で技術提案のあった項目については評価する。	平成21年7月22日
施工計画の適切性評価 技術提案	工事	9号 10号	—	118	ICT活用施工 週休2日	建設	様式第9号や様式第10号で、ICT活用施工や週休2日について提案あった場合、評価して良いか。	ICT活用施工及び週休2日ともに、工事契約後、協議の上、請負代金額の変更を前提としていることから、総合評価では評価しない。	平成30年8月30日
施工計画の適切性評価 技術提案 業務計画の実施方針	共通	9号 10号	9号	119	写真の掲載	企業	記載文字の大きさが指示された大きさ以上であれば、様式の枠内に写真(画像)を掲載しても良いか。	参考に挿入する図や写真(画像)については、記載文字の大きさは指定しない。	平成22年6月14日 (平成31年3月20日)
低入札価格調査制度	共通	—	—	120	低入札対策	企業	低入札価格調査制度を経て落札候補者になった場合、技術者確保困難を理由に辞退することは可能か。またその場合ペナルティはあるのか。	落札者決定前に発注者から契約の有無について、確認がある。落札者決定前であれば、辞退は可能でありペナルティはない。	平成21年7月22日
低入札価格調査制度	共通	—	—	121	低入札対策	建設	低入札価格調査制度を経て契約後、諸事情により下請会社や資材の購入先を変更又は追加することは可能か。	変更する理由や下請額等をヒアリング等により確認の上、判断すること。不適切な場合、変更は認めないこととする。 なお、変更を認める場合、ペナルティはない。	平成29年3月21日
低入札価格調査制度	工事	—	—	122	失格基準	高校	3つの数値的失格基準(平成22年5月より4つ)による失格は、全てに該当した場合か。何れか一つに該当した場合か。	いずれか一つに該当すれば失格となる。	平成21年7月22日 (平成26年7月11日)
低入札価格調査制度	委託	—	—	123	低入札対策	企業	低入札価格調査制度を経て落札候補者になった場合に付加される契約の条件のうち、技術者の専任とは、他県における業務も出来ないということか。	当該業務の履行期間中、県内、県外かわらず、一切他の業務の配置技術者(管理技術者のみならず、照査技術者、担当技術者も含む)にはなれないということである。	平成21年7月22日
低入札価格調査制度	委託	—	—	124	低入札対策	農林建設	低入札価格調査の対象となった場合の契約の条件として管理技術者又は主任技術者について専任の義務を課しているが、どのように確認するのか。	本人に直接確認いただきたい。専任でないことが発覚した際には、業務に関して不正又は不誠実な行為として入札参加制限措置等の措置を検討する。	平成21年7月22日
低入札価格調査制度	委託	—	—	125	低入札対策	農林建設	土木の委託業務はテクリスへの登録の義務付けがあるが、農林ではアグリズというものがあるものの、登録の義務付けがないので、専任の確認ができない。	同上。	平成21年7月22日
低入札価格調査制度	委託	—	—	126	低入札対策	企業	低入札価格調査の対象となった場合の契約の条件として管理技術者又は主任技術者について専任の義務を課しているが、専任とは、当該委託が完成するまでの間は、当該委託以外の委託業務(発注者を問わない)の管理技術者・主任技術者・担当技術者・照査技術者のいかなる者にもなれないということか。	専任とは、当該委託の全期間にわたり、当該委託以外の委託業務(発注者を問わない)の管理技術者・主任技術者・担当技術者・照査技術者のいかなる者にもなれないということである。	平成21年7月22日
低入札価格調査制度	委託	—	—	127	低入札対策	建設	低入札価格調査の対象となった場合の契約の条件として義務付けられている管理技術者又は主任技術者の専任の義務は、業務内容で管理技術者と主任技術者が両方必要な場合(測量設計委託)はどちらも専任である必要があるのか。	低入札価格の契約でも適正に業務が履行されるよう、配置技術者(管理技術者、主任技術者)の専任を求めるものなので、その業務の履行に管理技術者、主任技術者両方が必要なら、管理技術者、主任技術者両方の専任が必要である。	平成21年7月22日

総合評価方式に関するQ&A（令和6年10月29日更新）

入札参加者用

1. 工事、測量等委託業務共通Q&A

項目	工事委託(共通)	工事様式	委託様式	番号	項目	質問者	Q	A	更新日(一部更新)
低入札価格調査制度	委託	—	—	128	低入札対策	農林	低入札価格調査の対象となった場合の契約の条件である技術者の専任のため、技術者を変更しようとした場合、変更予定の技術者が、当初の配置技術者で獲得した得点以上の点を獲得できない場合、変更を認めて良いか。	当初の配置技術者で獲得した得点以上の点を獲得できない場合、変更は認められない。(入札説明書10(5))	平成21年7月22日
低入札価格調査制度	工事	—	—	129	低入札対策	企業	低入札価格調査制度を経て落札候補者になった場合、二人目の配置予定技術者も、様式に記載の一人目と同様の実績要件が必要か。 また入社してからの期間に制限はあるのか。	二人目については、様式に記載の一人目と同様の実績要件は不要であるが、当該工事の配置技術者が監理技術者であれば監理技術者、主任技術者であれば主任技術者の資格が必要となる。 入社期間については、監理技術者等の専任が必要な場合(請負金額が3500万円以上(建築一式工事は7000万円以上))は、恒常的雇用とみなされる3ヶ月間以上の期間が必要である。(監理技術者制度運用マニュアル)	平成21年7月22日 (平成29年3月21日)
低入札価格調査制度	工事	—	—	130	低入札対策	建設	平成28年4月1日以降に入札公告の工事から調査基準価格を下回った場合の契約条件が見直しとなり、「専任を要する工事の場合、追加で配置する技術者は当該工事のみ専任配置することとし他工事との兼務は認めない。(建設業法施行令第27条第2項の適用は認めない。)」となったが、技術提案書に記載した当初配置を予定していた技術者についてはどのようなになるのか。	当初配置を予定していた技術者については、調査基準価格を下回り契約する場合であっても、建設業法施行令第27条第2項の適用は認めて問題ない。 建設業法施行令第27条第2項の適用を認めないのは「追加で配置する技術者」のみ。	平成28年3月23日
低入札価格調査制度	工事	—	—	131	低入札対策	建設	JVを対象に調査を行う場合、代表構成員だけが対象になるのか。	評価対象となるのは代表構成員であるが、低入札調査においては、工事内容の履行が可能かどうか判断する調査の趣旨から、JVの全ての構成員を対象に調査を行う。	平成21年7月22日
低入札価格調査制度	共通	—	—	132	低入札対策	出納	工事の場合、入札説明書7(委託業務の場合、入札説明書5(2))に基づき、低入札価格での契約の条件が履行できないため辞退する場合、辞退の様式がないので、入札心得第13条入札を無効とする申出の様式「入札書を無効とする申出書」を使用しても良いか？	使用してはならない。 入札心得第13条に基づき入札を無効とする申出をする様式が「入札書を無効とする申出書」であり、工事の場合、入札説明書7(委託業務の場合、入札説明書5(2))に基づき辞退する際に用いるものではない。 体裁を参考に、内容を変えて使用することは可。 業務名、番号、商号又は名称、押印があり、辞退する旨及びその理由がわかれば任意の様式で良い。	平成23年11月9日
低入札価格調査制度	共通	—	—	133	契約保証金	建設	平成22年度の手引き改正で、工事関連業務委託契約については、300万円未満であっても低入札価格調査案件の場合は財務規則第229条第8号該当による免除はできず、100分の15の契約保証金を納付させることが明記されたが、このことは500万円未満の工事請負契約についても同様であり、低入札価格調査案件の場合は、財務規則第229条第7号該当による免除はできず、100分の30の契約保証金を納付させるということが良いか。	そのとおりである。 低入札価格調査案件については、契約金額にかかわらず、引き上げた契約保証金の納付等の措置をとることを前提に履行がなされると認めて落札決定するものなので、財務規則第229条第7号または第8号に該当しない。	平成22年5月1日
低入札価格調査制度	共通	—	—	134	契約保証金	建設	通常は、工事等の請負代金の額を変更する場合において、変更後の契約保証金の額が既に納付された契約保証金の額の2倍未満で契約を履行しないおそれがないと認められるときは、財務規則第229条第9号該当として免除できるが、低入札価格案件については、本号該当による免除はできず、変更額の大小にかかわらずに契約保証金をその都度追加で納付させるということが良いか。	そのとおりである。 低入札価格調査案件については、「契約を履行しないおそれがない」と認めて契約保証金を免除することはできない。 低入札価格調査案件については、契約金額にかかわらず、引き上げた契約保証金の納付等の措置をとることを前提に履行がなされると認めて落札決定するものであり、変更契約により請負金額が増額された場合でも、その変更額の大小にかかわらず免除はできず、契約保証金を納付させる必要がある。	平成22年5月1日
低入札価格調査制度	工事	—	—	135	見積内訳総括表	農林建設	低入札価格調査事務処理要領様式第6号見積内訳総括表について ・有価物の売却金額(スクラップ控除額)の控除はどこ(何費)に記載すれば良いのか。 ・一括計上価格はどこ(何費)に記載すれば良いのか。	有価物の売却金額(スクラップ控除額)は直接工事費から控除する。 一括計上価格は直接工事費に計上する。 なお、詳細(入札参加者への周知内容)は、入札監理課のホームページの総合評価方式(工事)のページに掲載している見積内訳総括表のとおり。	平成23年8月18日
低入札価格調査制度	工事	—	—	136	下請工種内訳書	企業	施工体制事前提出方式該当の工事の入札公告において、入札書と一緒に提出する書類一覧表で、下請工種内訳書(様式2号)の提出が求められているが、下請がない(予定していない)場合も下請工種内訳書(様式2号)の提出が必要なのか。	下請工種内訳書(福島県施工体制事前提出方式試行要領様式2号)は、工事費内訳書(福島県施工体制事前提出方式試行要領様式1号)に記載した下請負人毎に作成し提出するものである。 下請が全くない場合(=工事費内訳書(様式1号)に下請負人の記載がない場合)は、下請工種内訳書(様式2号)を提出する必要はない。	平成23年6月30日

総合評価方式に関するQ&A（令和6年10月29日更新）

入札参加者用

1. 工事、測量等委託業務共通Q&A

項目	工事委託 (共通)	工事 様式	委託 様式	番号	項目	質問者	Q	A	更新日 (一部更新)
低入札価格 調査制度	工事	—	—	137	工事費内訳書	農林建設	福島県施工体制事前提出方式試行要領様式1号 工事費内訳書について ・有価物の売却金額(スクラップ控除額)の控除はどこ(何費)に記載すれば良いのか。 ・一括計上価格はどこ(何費)に記載すれば良いのか。	有価物の売却金額(スクラップ控除額)は直接工事費から控除する。 一括計上価格は直接工事費に計上する。 なお、詳細(入札参加者への周知内容)は、入札監理課のホームページの施工体制事前提出方式のページに掲載している工事費内訳書(記入例)のとおり。	平成23年8月18日
低入札価格 調査制度	共通	調査 様式1 1号	調査 様式9 号	138	納税証明書	企業	法人(個人)県民税、事業税及び自動車税納税証明書は、過去何年分提出が必要か。	直近1年分。	平成30年3月20日
JV関係	工事	共通	—	139	JVの評価方法	企業	JVで入札参加する場合、評価はどの様に行うのか。	JVで入札参加する場合、代表構成員の実績を評価する。 JVの各構成員が単独で入札参加する場合、JVの実績も評価の対象とする。	平成21年7月22日
JV関係	工事	共通	—	140	JVの評価方法	出納	JVで入札参加する場合、実績については代表構成員の実績を評価するが、技術者確保数はJV全体の技術者確保数を評価するのか。	JVで入札参加する場合、代表構成員を評価する。 したがって、JVで入札参加する場合の技術者確保数は、代表構成員の技術者確保数を評価する。	平成22年7月2日
JV関係	共通	8号 11号	8号	141	同一市町村の実績	企業	単体で入札参加する場合、JVの構成員としての実績は評価されるのか。	評価の対象となる。	平成21年7月22日
JV関係	共通	8号 11号	—	142	安全表彰	企業	過去にJVで施工実績がある場合、評価されるのは代表構成員か、若しくは構成員か。	構成員としての実績も評価される。	平成21年7月22日

## 様式第 9 号（工事）の未提出等に関する有効・無効の取り扱い

入札監理課

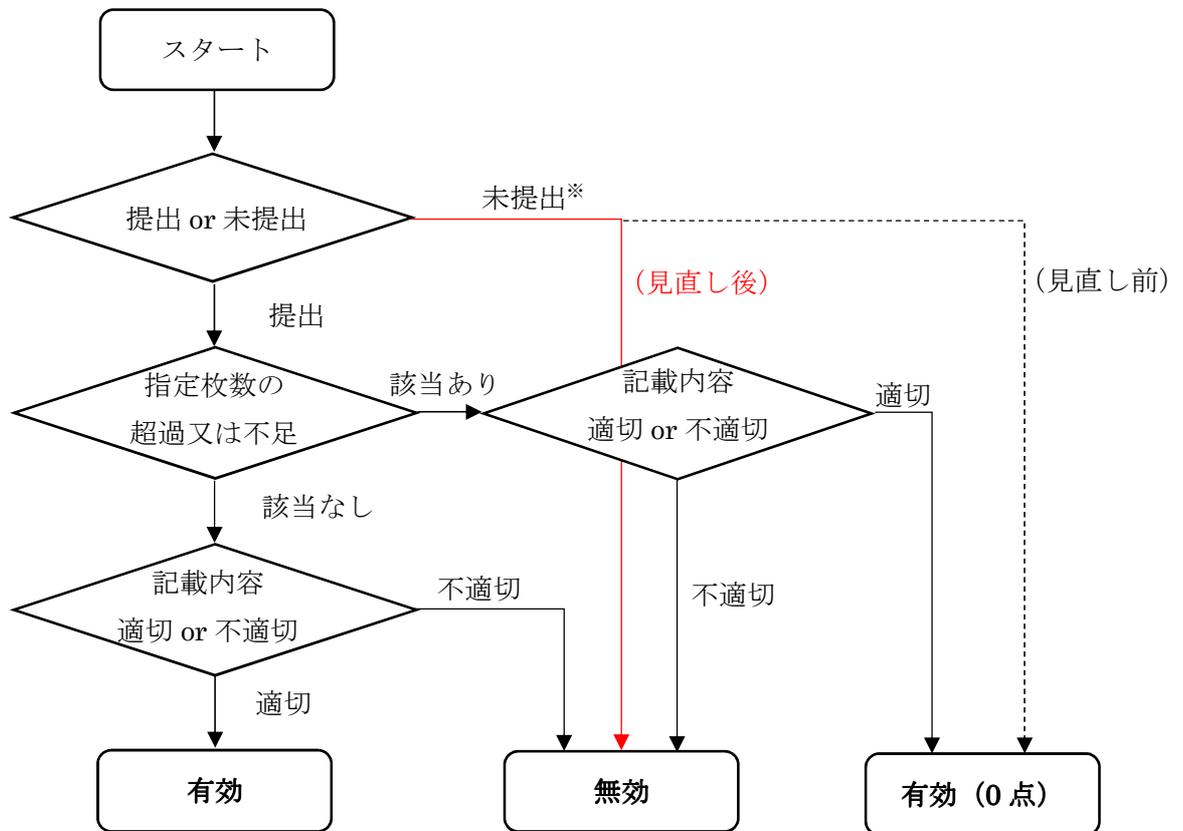
平成 30 年 3 月 20 日

## &lt;見直し内容&gt;

総合評価方式（工事）において、様式第 9 号が未提出の場合は、無効とする。

## &lt;理由&gt;

- ・様式第 9 号は、施工計画が適切かどうかを審査する側面もある。
- ・記載内容が不適切の場合、無効であるが、未提出の場合、記載内容が適切かどうかの判断すら出来ない。（本来、記載あれば不適切になる可能性がある。）
- ・様式第 9 号の未提出は、加点されない以上に、“不適切”の評価を逃れることになる。



※未提出：提出あっても、工事名・工事番号・記載内容の全てが別案件のものも未提出として扱う。

## &lt;参考（H29 まで）&gt;

- ・様式第 1 号は、未提出の場合、無効。【入札心得】
- ・その他の様式第 6・7・8・9・10・11 号は、未提出の場合、有効。  
⇒今回の見直しにより、様式第 9 号が未提出の場合、無効とする。
- ・様式第 9 号（その 1～その 4）は、どれか一つでも未提出の場合、0 点（有効）とする。
- ・様式 6・7・8 は、実績等の事実を申請する様式であり、未提出は、単に加点されないことを意味する。
- ・様式第 10 号（技術提案）は、採用されない場合、無効。【入札心得】  
⇒施工計画は、工事を実施する上で必須であるが、技術提案は、企業によっては、特にない場合もある。そのため、技術提案の提出がない場合は、有効としている。

